

中小・小規模事業者等総合相談窓口事業補助金交付要綱

令和2年5月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市と防府商工会議所（以下「会議所」という。）が連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者を対象に、各種支援策について、情報提供や相談、申請手続き等の支援を実施する中小・小規模事業者等総合相談窓口事業（以下「補助対象事業」という。）において、会議所が負担する事業費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 市長は、会議所に対し、予算の範囲内において、中小・小規模事業者等総合相談窓口事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することができる。

2 補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 会議所は、中小・小規模事業者等総合相談窓口事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当であると認めるときは、会議所に対し中小・小規模事業者等総合相談窓口事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付決定以後において、会議所から第5条に規定する届出があったとき又は会議所が第8条第1項の各号の一に該当するときは、その内容を審査し、交付決定額を変更することが適当であると認めるときは、中小・小規模事業者等総合相談窓口事業補助金交付決定変更通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項並びに第2項に規定する交付の決定において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更等の届出)

第5条 会議所は、次の各号に該当するときは、遅滞なく中小・小規模事業者等総合相談窓口事業計画変更・中止・廃止届(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の全部又は一部を変更しようとするとき。

(2) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第6条 会議所は、当該事業年度の補助対象事業が完了したときは中小・小規模事業者等総合相談窓口事業実績報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、中小・小規模事業者等総合相談窓口事業補助金交付確定通知書(第6号様式)により会議所に通知するものとする。

2 補助金の交付は、第1項の規定により補助金の額の確定後、会議所からの中小・小規模事業者等総合相談窓口事業補助金請求書(第7号様式)により支払うものとする。

3 補助金は、第4条第1項に定める交付決定以後、必要に応じ概算払をすることができるものとする。

4 市長は、第1項の規定により確定した補助金が、既に交付している補助金の額に満たないときは、その差額を返還させるものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、会議所が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金が既に交付されているときは、その返還を命じることができる。

(1) 偽りの申請その他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 事業実施期間内に完了する見込みがなくなったとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (5) その他、市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助対象事業の経理)

第9条 会議所は、補助対象事業に係る収支を記入した帳簿を設けて支出関係書類及びその他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度終了後10年間保存しなければならない。

(報告及び検査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、会議所に対し報告を求め、又は関係職員をして帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは調査させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市と会議所が協議を行い、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助金額 |
|----------------------------|--|-------------|
| 相談対応に係る事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 | 市長が 認める額 |
| 専門家（社会保険労務士等）による個別相談に関する事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費（専門家謝金） ・ 備品購入費 ・ 消耗品費 | |
| その他市長が補助金の対象に該当すると認める事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 手数料（振込手数料） ・ 委託料 ・ 使用料及び賃借料（家賃・機器使用料等） ・ その他市長が特に必要と認める経費 | |

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

防府商工会議所
会頭

中小・小規模事業者等総合相談窓口事業補助金交付申請書

中小・小規模事業者等総合相談窓口事業補助金交付要綱第3条に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業計画
- 3 収支予算

（収入）

| 項 目 | 予 算 額 | 備 考 |
|--------|-------|-----|
| 市補助金 | 円 | |
| 会議所負担額 | 円 | |
| 計 | 円 | |

（支出）

| 項 目 | 予 算 額 | 備 考 |
|-----|-------|-----|
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| 計 | 円 | |

- 4 添付書類

第2号様式（第4条関係）

指令防商 第 号
年 月 日

防府商工会議所
会頭 様

防府市長

中小・小規模事業者等総合相談窓口事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった中小・小規模事業者等
総合相談窓口事業補助金について、下記のとおり決定したので、中小・
小規模事業者等総合相談窓口事業補助金交付要綱第4条第1項の定め
により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 条 件 等

第3号様式（第4条関係）

指令防商 第 号
年 月 日

防府商工会議所
会頭 様

防府市長

中小・小規模事業者等総合相談窓口事業補助金
交付決定変更通知書

年 月 日付けで届出のあった中小・小規模事業者等総合
相談窓口事業の（計画変更・中止・廃止）に基づき、下記のとおり補
助金の交付決定額を変更しましたので、中小・小規模事業者等総合相
談窓口事業事業補助金交付要綱第4条第2項の定めにより通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

| | |
|-----|---|
| 変更前 | 円 |
| 変更後 | 円 |
| 増減額 | 円 |

2 条 件 等

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

防府商工会議所
会頭

中小・小規模事業者等総合相談窓口事業
計画変更・中止・廃止届

年 月 日付け、指令防商第 号で交付の決定を受けた中小・小規模事業者等総合相談窓口事業を（計画変更・中止・廃止）しましたので、中小・小規模事業者等総合相談窓口事業補助金交付要綱第5条の定めにより届け出ます。

記

1 届出の内容

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

2 届出により変更となる補助金の額

| | |
|-----|---|
| 変更前 | 円 |
| 変更後 | 円 |
| 増減額 | 円 |

3 添付書類 届出の内容に関する書類

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

防府商工会議所
会頭

中小・小規模事業者等総合相談窓口事業実績報告書

中小・小規模事業者等総合相談窓口事業補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 事業完了日 年 月 日
- 3 事業実施状況
- 4 決算額

（収入）

| 項 目 | ①予算額 | ②決算額 | 差額①－② |
|--------|------|------|-------|
| 市補助金 | 円 | 円 | 円 |
| 会議所負担額 | 円 | 円 | 円 |
| 計 | 円 | 円 | 円 |

（支出）

| 項 目 | ①予算額 | ②決算額 | 差額①－② |
|-----|------|------|-------|
| | 円 | 円 | 円 |
| | 円 | 円 | 円 |
| 計 | 円 | 円 | 円 |

5 添 付 書 類

第 6 号様式（第 7 条関係）

防商 第 号
年 月 日

防府商工会議所

会頭 様

防府市長

中小・小規模事業者等総合相談窓口事業補助金
交付確定通知書

中小・小規模事業者等総合相談窓口事業について、下記のとおり交付する額を確定したので、中小・小規模事業者等総合相談窓口事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の定めにより通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

| | |
|--------------|---|
| 補助金交付確定額（A） | 円 |
| 既交付決定額（B） | 円 |
| 差引増減額（A）－（B） | 円 |
| 概算払済額（C） | 円 |
| 差引精算額（A）－（C） | 円 |

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

防府商工会議所
会頭

中小・小規模事業者等総合相談窓口事業補助金請求書

中小・小規模事業者等総合相談窓口事業補助金交付要綱第7条（第2項・第3項）に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 内 訳 中小・小規模事業者等総合相談窓口事業補助金
（概算払・精算払）として
- 3 振込先

| | | | |
|-------|-------|------|-----|
| 金融機関名 | 銀 行 | | 本 店 |
| | 信用金庫 | | 支 店 |
| 預金項目 | 普通・当座 | 口座番号 | |
| 口座名義 | フリガナ | | |
| | 氏名 | | |

- 4 添付書類